#### ◆自転車安全利用五原則◆

※これらの違反行為には罰則が 科せられます

# 11-11

#### 自転車は車道が原則、 歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。 したがって、歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則です。

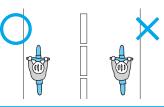


★身体障害者用の車いす (規定の原動機を用いたものを含む) や、二輪車を押している人は歩行者とみなされます。



## レール2 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄っ て通行しなければなりません。



#### ルール 多歩道は歩行者優先で、 車よりを徐行

歩道では、すぐ停止できる 速度で、歩行者の通行を妨げ る場合は一時停止しなければ なりません。



# ルール4 安全ルールを守る

■飲酒運転は禁止



#### ■二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを1人の せるなどの場合をのぞき、 二人乗り禁止。

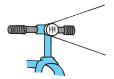


#### ■並進は禁止

「並進可」の標識のある場 所以外では、並進禁止。



#### ■夜間はライトを点灯



#### ■信号を守る



#### ■交差点での 一時停止と

#### 一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い 道から広い道にでるときは徐 行。安全確認を忘れずに。



# ルール 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットを かぶらせるようにしましょう。



# ◆自転車安全利用五原則◆ ・自転車安全利用五原則◆ ・自転車で遊びに行くことも多くなります。 この時期、子ども同士で自転車で遊びに行くことも多くなります。 で通事故にあわないように、 変通事故にあわないように、 変通事故にあわないように、 を通ごしましょう。 を295―2112 内線213

# 自転車安全利用五原則~

# 危ない! やめましょう

### 運転中の携帯電話



# 傘さし運転



# Safety